

【町田市】長期優良住宅認定申請 手数料一覧

【新築】 認定申請に係る住宅が属する 一の建築物の床面積		①:登録住宅性能 評価機関が作成した「確認書等(注3)」 を提出する場合	②:①以外の場合 合	変更認定手数料
一戸建ての住宅(注1)		7,100円	52,000円	表に掲げる額
共同住宅等 (注2)	100㎡以内	7,100円	52,000円	当該申請に係る住宅が属する 一の建築物の当該計画の変 更に係る部分の床面積に1/2 を乗じて得た面積(床面積の 増加する部分にあつては、当 該増加する部分の床面積)に 応じ、表に掲げる額を変更認 定申請戸数で除した額(100円 未満の端数は切り捨て)
	100㎡を超え500㎡以内	13,000円	122,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以内	22,000円	196,000円	
	1,000㎡を超え2,500㎡以内	32,000円	386,000円	
	2,500㎡を超え5,000㎡以内	57,000円	691,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	94,000円	1,188,000円	
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	161,000円	2,198,000円	
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	190,000円	3,140,000円	
30,000㎡を超えるもの		203,000円	3,847,000円	
変更認定申請手数料(住宅譲受人決定時)		2,300円		
承認申請手数料(地位の承継)		2,300円		
容積率の特例許可申請手数料		160,000円		

【既存住宅】 認定申請に係る住宅が属する 一の建築物の床面積		①:登録住宅性能 評価機関が作成し た「確認書等(注3)」 を提出する場合	②:①以外の場合 合	変更認定手数料
一戸建ての住宅(注1)		10,000円	78,000円	表に掲げる額
共同住宅等 (注2)	100㎡以内	10,000円	78,000円	当該申請に係る住宅が属する 一の建築物の当該計画の変 更に係る部分の床面積に1/2 を乗じて得た面積(床面積の 増加する部分にあつては、当 該増加する部分の床面積)に 応じ、表に掲げる額を変更認 定申請戸数で除した額(100円 未満の端数は切り捨て)
	100㎡を超え500㎡以内	19,000円	183,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以内	33,000円	293,000円	
	1,000㎡を超え2,500㎡以内	47,000円	579,000円	
	2,500㎡を超え5,000㎡以内	85,000円	1,037,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	140,000円	1,782,000円	
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	242,000円	3,296,000円	
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	284,000円	4,710,000円	
30,000㎡を超えるもの		304,000円	5,770,000円	
変更認定申請手数料(住宅譲受人決定時)		2,300円		
承認申請手数料(地位の承継)		2,300円		
容積率の特例許可申請手数料		160,000円		

(注1)人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

(注2)共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(注3)住宅に品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

※上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申し出)は、別途に掲げる額(確認申請・計画通知手数料)を、該当する場合に応じてそれぞれ加える。